

## HPVワクチン予防接種の接種勧奨再開に伴う対応について

区では、厚生労働省の通知（平成25年6月14日）に基づき、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種（HPVワクチンの定期接種）について、平成25年6月から積極的な勧奨を差し控えていましたが、令和3年11月26日付で同通知を廃止する旨の通知を受け、令和4年度から接種勧奨を再開することとしました。

このことに伴い、接種機会を逸した対象者へ公平な接種機会を確保することとしたので報告します。

### 1 キャッチアップ接種について

#### (1) 対象者

積極的勧奨を差し控えていた平成25年6月から令和4年3月までの期間に、定期接種の対象年齢（小6から高1）であったが接種機会を逃した、平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子

※ ただし、接種機会の確保の観点から、キャッチアップ接種の期間中（令和4年度～令和6年度）に定期接種の対象から新たに外れることとなる、平成18年度生まれ及び平成19年度生まれの女子についても、順次キャッチアップ接種の対象とする。（平成18年度生まれについては、令和4年度は定期接種が可能であるものの、令和5・6年度はキャッチアップの接種対象とする。また、平成19年度生まれについては、令和4・5年度は定期接種が可能であるものの、令和6年度はキャッチアップ接種の対象とする）

#### (2) 実施期間

令和4年度から令和6年度まで

#### (3) 実施方法

キャッチアップ接種対象者に対し、予診票を送付し実施する。

### 2 任意接種費用の助成について

#### (1) 対象者

積極的勧奨を差し控えていた平成25年6月から令和4年3月までの期間に、定期接種の対象年齢（小6から高1）であったが接種機会を逃した、平成9年度生まれから平成16年度生まれまでの女子で、定期接種の対象年齢を過ぎてから令和4年3月31日までに任意接種を自費で受けた方

※ 平成17年度生まれの女子は、令和4年3月31日までが定期接種の期間となり、任意接種の期間がないことから、助成対象者は存在しない。

#### (2) 助成実施期間（申請受付期間）

令和4年9月1日～令和7年3月31日

#### (3) 助成額

対象者が接種費用として医療機関に支払った実費とし、キャッチアップ接種単価を上限とする。

#### (4) 実施方法

キャッチアップ接種対象者への予診票に費用助成の案内を同封し、対象者は実費を支払った事実を証明できるもの（領収書等）を添付し助成の申請を行う。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和4年8月 対象者に予診票を送付

9月 キャッチアップ接種及び任意接種費用助成の開始

(参考) HPVワクチンのキャッチアップ接種及び任意接種費用助成について

